平成２５年（フ）第３２号
栃木県那須塩原市桜町３番10号、前住所東京都目黒区八雲３丁目31番20号　ルシェ自由が丘2032
債務者　佐藤　園子
1　決定年月日時　平成25年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２５年（フ）第３３号
栃木県那須郡那須町大字大島724番地17
債務者　市川真紀子（旧姓田島）
1　決定年月日時　平成25年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２５年（フ）第３３８号
千葉県柏市豊四季台４丁目１番87―504号
債務者　小林　利幸
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３５１号
千葉県松戸市常盤平７丁目２番地　常盤平公団住宅２街区５棟202号
債務者　永崎　祐之
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３６０号
千葉県鎌ケ谷市くぬぎ山２丁目13番９―103号
債務者　鈴江　洋平
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３８０号
千葉県松戸市三矢小台５丁目16番地の４　三矢小台市営住宅１―402号
債務者　笠井　文子
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１５６号
兵庫県伊丹市池尻７丁目182番地ドミール池尻202号
債務者　山野　純一
1　決定年月日時　平成25年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第１５７号
兵庫県伊丹市池尻７丁目182番地ドミール池尻202号
債務者　山野まゆみ
1　決定年月日時　平成25年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第１５９号
兵庫県川西市松が丘町１番１号
債務者　大浦こと文原静月こと　文　　静月
1　決定年月日時　平成25年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第１７７号
兵庫県川西市鴬台２丁目24番地の７
債務者　平田　英靖
1　決定年月日時　平成25年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第４１１号
北九州市小倉北区原町１丁目14番８号
債務者　細川　伸一
1　決定年月日時　平成25年７月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第４１２号
北九州市小倉北区弁天町７番４―101号
債務者　東　　雅代（旧姓宮内）
1　決定年月日時　平成25年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第４２２号
北九州市八幡東区勝山１丁目11番６―804号
債務者　黒木　邦枝
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第４４１号
北九州市戸畑区西大谷２丁目14番15―302号
債務者　中山　重光
1　決定年月日時　平成25年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第７６号
福島県郡山市田村町金屋字宝蔵41番地タカラコーポ201号、前住所福島県いわき市小名浜大原字丙新地43番地の１レオパレス・サニーコート104
債務者　長瀬　康了
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第７０号
福島県伊達郡国見町大字藤田字中沢二３番地
債務者　八巻　勝美
1　決定年月日時　平成25年７月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第１９８号
佐賀県佐賀市神野西２丁目２番33―203号
債務者　三津山かおり
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係